

社会福祉法人 山栄会 法令遵守規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山栄会（以下、「法人」という。）の健全な事業の運営にあたり、介護保険法及び関係各法令を厳守し、かつ的確な業務管理体制を整備するために、コンプライアンスの統制方針、体制及びその具体的な方法・手順等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、法令等を遵守するとともに、法令の目的である社会的要請、社会通念及び社会倫理等を尊重して行動し、社会人及び福祉人として求められる倫理・社会規範を全うすることをいう。

2 この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（告示、通知を含む）、条例、法人が定める定款、各種規程、就業規則、業界自主規制並びにこれらに関連する通知等明確に文章化された社会ルールをいう。

3 この規程において「役職員等」とは、法人に関わる役員及びすべての従業員をいう。

(役職員等の責務)

第3条 役職員等は、業務活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが業務活動の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し行動する責務を有する。

2 役職員等は、自らの専門知識や技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、それを活かし業務活動を発展させることにより、定款に定める目的の達成に貢献する責務を有する。

(基本方針)

第4条 法人がおこなう全ての事業を適正におこなうために、以下を法人の基本方針とする。

- 一 事業をおこなうに際しては、法令を遵守し違法行為はおこなわない。
- 二 法令遵守のために必要な法人の組織体制を整備する。
- 三 法令遵守責任者は、各事業所責任者と連携し適正な事業運営を確保する。

(法令遵守責任者)

第5条 理事会の承認を得て、法令遵守責任者を法人に1名配置し、コンプライアンスを推進し、法人における法令遵守の運営上の総責任者としての役割を担う。

(法令等の遵守)

第6条 役職員等は、業務活動又は経理事務の執行にあたり、法令を遵守し不正をおこなってはならない。

2 役職員等は計画・立案、申請、実施、報告等の業務活動又は経理事務の遂行等の各過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、業務活動で得たデータ等の記録保存及び厳正な取り扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為をおこなってはならない。

(各種法令遵守に係る確認と対応)

第7条 各施設及び事業所における介護サービスごとの人員・運営基準等の適合状況については、事業所の長が日常的に確認する。

- 2 各施設及び事業所における各介護サービスの介護請求にあたり、介護サービス記録と請求との誤り等の有無については、各事業所の担当者と請求担当者が共に確認し、事業所の長がそれを最終確認する。
- 3 各施設及び事業所における財務会計の適正処理、不正経理等のチェックは、税理士による月次訪問、決算前の財務監査によっておこなわれる。
- 4 各施設及び事業所の労務管理における労働基準法等の労働諸法令の遵守運用状況のチェックは、事業所の長がおこない、違反等が発見された場合は、法令遵守責任者へ通報・報告・相談の適切な対応をおこなう。

(相談、照会)

第8条 役職員等は業務の遂行において、違反行為であるかどうかの判断に迷う場合は、独断専行するのはなく、あらかじめ法令遵守責任者に相談しなければならない。

- 2 相談内容が法令遵守責任者の手に余るほどの難しいケースの場合は、顧問弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門家に必ず専門的な知見を求め、問題処理をおこなう。

(懲罰)

第9条 本規程に定める法令遵守の違反行為をおこなった者、調査の際に虚偽の報告をおこなった者、違反行為の隠ぺいをおこなった者並びに前条における相談、照会の手順を怠った者については、懲罰の対象となることがある。

(意識啓発)

第10条 各施設及び事業所の責任者は、法人においてコンプライアンスの実践が確実におこなわれるよう、機会あるごとに方針の徹底及び職員への意識啓発をおこなわなければならない。

付則

(施行期日)

この規程は、令和4年3月1日から施行する。